

copeカード<ワイド>会員特約 (2025年12月9日改定)

第1条(カードの名称)

本カードは、生活協同組合copeかがわ(以下「copeかがわ」といいます。)と株式会社百十四ディーシーカード(以下「百十四DC」といいます。)の二社が提携し、百十四DCが発行するもので、カードの名称は「copeカード<ワイド>(以下「本カード」といいます。)」と称します。

第2条(入会方法)

- 1.入会申込者は、本特約、百十四DCが定める個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)およびこれらに付帯する各種規定を承認のうえ、copeかがわおよび百十四DCに入会を申込むものとします。
- 2.百十四DC所定の審査のうえ、入会を認められた方(「本人会員」と本人会員の家族である「家族会員」)があり、以下あわせて「会員」といいます。)は、百十四DCから本カードを貸与され、本特約に基づく資格(以下「copeカード会員資格」といいます。)と会員規約に基づく資格(以下「百十四DC会員資格」といいます。)を取得するものとします。

第3条(年会費)

本カードの会員は、会員規約第22条に関わらず、年会費を免除されるものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、百十四DCが提供する特典およびサービスを受ける場合、百十四DC所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2.会員は、copeかがわが提供する特典およびサービスを受ける場合、copeかがわ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(会員資格の喪失)

- 1.copeかがわは、会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、何らの通知、催告を要することなく、copeカード会員資格を喪失させることができるものとします。
 - (1)入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2)本特約または会員規約およびこれに付帯する各種規定に違反した場合
 - (3)本カードの利用にあたり、不正な行為があった場合
 - (4)その他copeかがわが会員として不適格と判断した場合
- 2.前項により会員がcopeカード会員資格を喪失した場合、百十四DCは当該会員の百十四DC会員資格を喪失させることができるものとします。
- 3.会員が百十四DC会員資格を喪失した場合、copeカード会員資格も当然に喪失するものとします。なお、会員がcopeカード会員資格を喪失した場合、copeかがわまたは百十四DCは、本特約第4条に基づく特典およびサービスを利用する権利を取り消すことができるものとします。
- 4.本人会員が本カードの会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
- 5.copeかがわまたは百十四DCが、本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを直ちに百十四DCへ返還するものとします。

第6条(会員の個人情報の収集・保有・利用および開示・訂正・削除)

- 1.copeかがわは、入会申込者、会員および退会者(以下あわせて「会員等」といいます。)の個人に関する情報(以下「個人情報」とい、(1)に定めるものをいいます。)を、必要な保護措置を講じたうえで、(2)に定めた目的のために利用します。
 - (1)会員等の個人情報の内容
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、会員等が入会申込時および第8条において会員が届け出た事項
 - ②入会審査の結果および百十四DC会員資格喪失の事実(理由を除きます。)
 - ③百十四DC会員番号と有効期限
 - ④本カードのcopeかがわに対する利用代金等の利用状況

(2)利用目的

- ①本カードの付帯サービスを提供するため
 - ②copeかがわが提供する商品・サービス等の支払方法の確認を行うため
 - ③登録内容および本カードの会員資格を維持管理するため
 - ④copeかがわが商品・サービス・各種特典・キャンペーン等の企画、開発に活用するため
 - ⑤copeかがわから、商品・サービス、キャンペーン等に関する情報のご案内を行うため
- 2.copeかがわは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることができます。ただし、第1項(2)の利用目的⑤に同意しない場合でも、これを理由にcopeかがわが入会をお断りすることや退会手続をとることはできません。
- 3.第1項(2)の利用目的⑤の目的の範囲内で会員等から個人情報の利用について中止の申し出があった場合、copeかがわはそれ以降のcopeかがわでの利用を中止する措置をとります。(利用中止の申し出は下記に定めるcopeかがわの窓口にご連絡ください。)
- 4.会員等は、copeかがわに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、一人個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、copeかがわはすみやかに訂正または削除に応じます。(開示・訂正・削除に関しては、下記に定めるcopeかがわの窓口にご連絡ください。)

ご連絡先: 生活協同組合 copeかがわ

〒760-8504 高松市新北町14-27

TEL.087-835-6800(代)

第7条(業務委託先への委託に関する同意)

- 1.会員はcopeかがわが前条第1項(2)に掲げる利用目的を実施するため、copeかがわの業務をcopeかがわが指定した第三者に業務委託することに同意します。
- 2.前項の業務委託に関して、copeかがわは、前条第1項(1)により収集した会員等の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で当該業務委託先に提供し、当該業務委託先が利用するものとします。

第8条(届出事項の相互利用)

会員が、copeかがわまたは百十四DCに対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、copeかがわまたは百十四DCの一方に対して変更の届出があった場合には、当該情報についてcopeかがわおよび百十四DCが相互に提供し、本カード会員資格を維持管理するため、利用することに、会員は同意します。

第9条(利用内容等の提供・利用)

会員は、copeかがわが第6条第1項(2)に掲げる利用目的を実施するため、第6条第1項(1)②③④を、百十四DCから提供を受けて利用することに同意します。

第10条(適用)

本特約に定めのない事項については会員規約が適用されるものとします。

〈copeカード<ワイド>についてのお問い合わせは〉

生活協同組合 copeかがわ

〒760-8504 高松市新北町14-27 TEL.087-835-6800

株式会社 百十四ディーシーカード

〒760-8504 高松市新北町14-27 TEL.087-835-6800

F00354

TG999999

071209 25.12 YY

2025年12月現在